

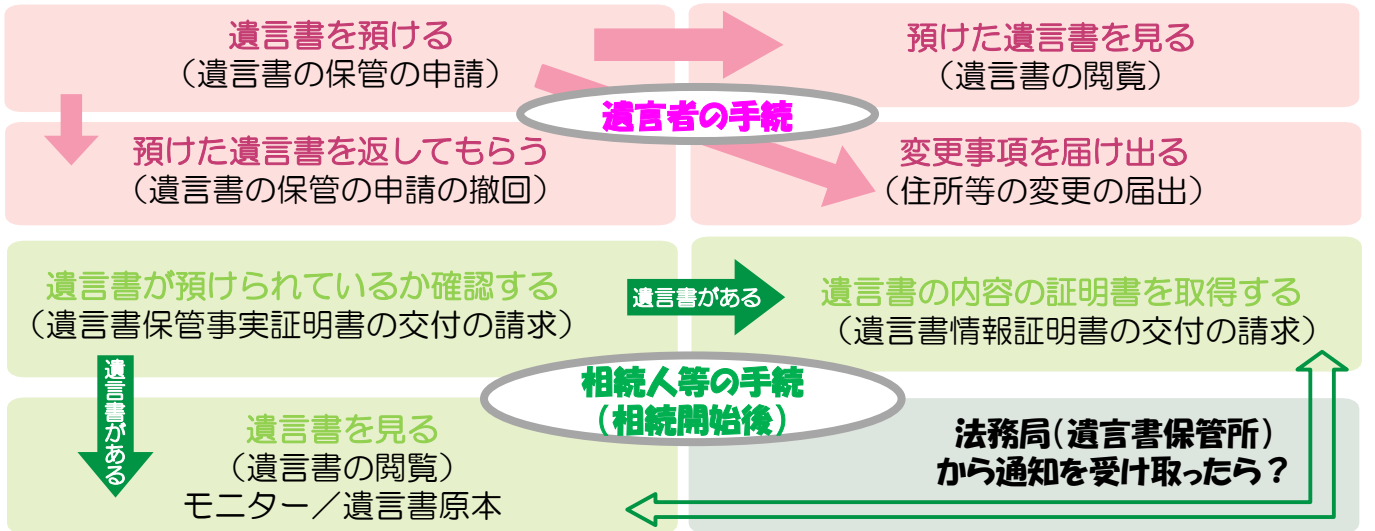
自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を法務局
(遺言書保管所)が守ります



遺言書ほかんガル

自筆証書遺言書保管制度の主な手続



※モニターによる閲覧とは、法務局(遺言書保管所)に設置されているモバイル端末で、遺言書の画像情報を閲覧することです。

法務局に預けた場合、どんなメリットがあるの？

遺言者のメリット

- 遺言書の紛失・亡失を防ぐことができます。
- 相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。
- 遺言書の保管申請時には、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられます。
- 遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理されます。

相続人・受遺者等のメリット

- 相続開始後、家庭裁判所における検認が不要です。
- 遺言書保管所から、遺言書を保管していることのお知らせすることで、相続人等に手続を促します。
- 遺言書の原本が保管されている遺言書保管所であるか否かにかかわらず、全国どこの遺言書保管所においても、モニターによる遺言書の閲覧や、遺言書情報証明書の交付が受けられます。

遺言者はどんな手続をしたらいいの？

遺言者



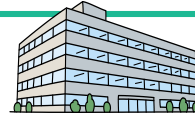
遺言書

遺言者本人が遺言書を作成し、管轄の法務局（遺言書保管所）に申請の予約をした上で、**直接本人が出向きます。**

※本人が出向くことなく、代理人のみで手続を行うことはできません。

予約・申請

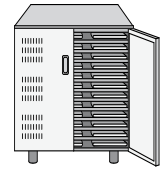
法務局 (遺言書保管所)



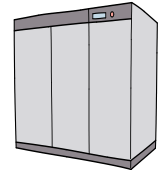
法務局の事務官
(遺言書保管官)



- ①本人確認
- ②遺言書の方式の適合性
(署名、押印、日付の有無等)を外形的に確認等



原本保管



画像データ化

保管の申請に必要なものは？

- ・**自筆証書遺言書**（用紙の大きさはA4判、片面で、とじたり封のされていないもの）
- ・**保管申請書**（法務省指定の様式）
- ・**添付書類**（**本籍及び筆頭者の記載のある**住民票の写しなど（作成後**3か月以内**））
- ・**本人確認書類**（マイナンバーカードや運転免許証などの**顔写真付き**の身分証明書）
- ・**手数料**（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

どこで法務局で保管の申請をしたらいいの？

遺言書の保管の申請は、遺言者の**住所地、本籍地、所有する不動産の所在地**のいずれかを管轄する法務局（遺言書保管所）であれば、どこでも可能です。御自身にとって一番便利なところを選んでください。

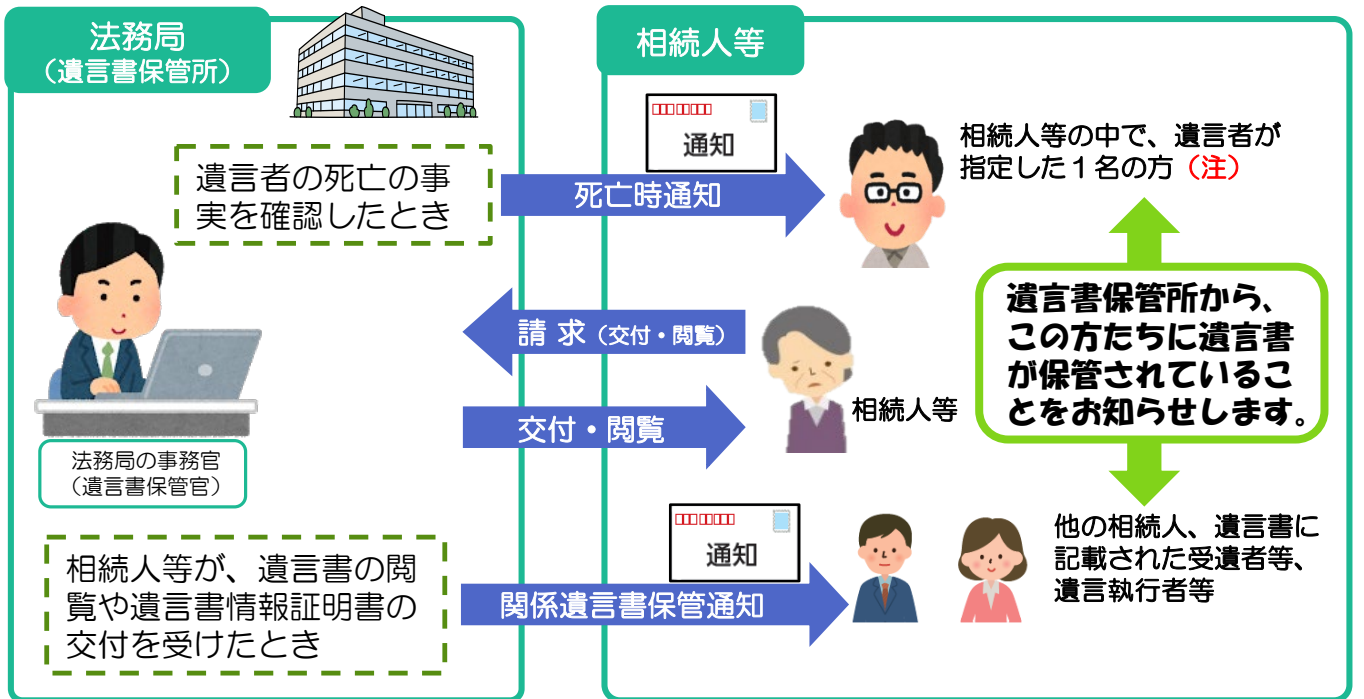


東京都内の法務局（遺言書保管所）は、最終ページのとおりです。
東京都以外については、法務省ホームページで御確認ください。

遺言者が亡くなられた後は、どんな手続をしたらいいの？

この制度では、相続人等の方は主に以下の3つのことができます。

- 遺言書保管事実証明書[※]の交付の請求（1通800円）
- 遺言書情報証明書[※]の交付の請求（1通1,400円）
- 遺言書の閲覧（モニター／遺言書原本）（1回1,400円／1,700円）



（注）遺言者があらかじめ死亡時通知を希望した場合に限られます。このため、遺言者が通知を希望せず、どなたも指定していなかった場合には、通知は行いません。

⚠ 注意事項（必ずお読み下さい）

遺言書の保管の申請をお考えの方は、以下の点に御注意ください。

- 必ず**予約**をして**遺言者本人**が来庁してください。予約がない場合やご本人が来庁しない場合は受付できません。
- 板橋出張所を除き、出張所では手続ができません。
- 遺言の方式は主に、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。どちらの方式の遺言にするか、それぞれの特徴を踏まえて決めてください。また、公正証書遺言に関する相談は、お近くの公証役場へお問合せください。
- 保管の対象となるのは、自筆証書遺言書のみです。財産目録はパソコンで作成しても構いませんが、本文や付言事項はパソコンで作成することはできません。
- **法務局では、遺言書の内容に関するご相談には応じることができません。**遺言書の内容についてご不明な点がある場合は、弁護士等の法律の専門家にご相談ください。
- 遺言書の保管の申請を行うには、**顔写真付き**の官公署から発行された身分証明書が必要です。**健康保険証のように顔写真がないものでは手続ができません**ので、ご注意ください。
- 遺言書の保管の申請の際に添付する住民票の写しは、**本籍及び筆頭者の記載入り**のものがが必要です。区役所等で請求するときにご注意ください。
- 一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り、返却されません。控えを手元に置いておきたい方は、来庁前にコピーをしておいてください。

問合せ先・詳しい手続について

東京都内の法務局（遺言書保管所）と、それぞれの管轄地域は以下の表のとおりです。不明なことがありましたら、以下の各連絡先へお問合せください。

東京都内の遺言書保管所	管轄区域
東京法務局本局 ☎03-5213-1441（直通）	千代田区／中央区／港区／新宿区／文京区／台東区／墨田区／江東区／品川区／目黒区／大田区／世田谷区／渋谷区／杉並区／足立区／葛飾区／江戸川区／大島町／利島村／新島村／神津島村／三宅村／御蔵島村／小笠原村／八丈支庁の所管区域
東京法務局板橋出張所 ☎03-3964-5385（代表）	中野区／豊島区／北区／荒川区／板橋区／練馬区
東京法務局八王子支局 ☎042-631-1377（代表）	八王子市／立川市／昭島市／町田市／日野市／国分寺市／国立市／東大和市／武蔵村山市
東京法務局府中支局 ☎042-335-4753（代表）	武蔵野市／三鷹市／府中市／調布市／小金井市／小平市／東村山市／狛江市／清瀬市／東久留米市／多摩市／稲城市／西東京市
東京法務局西多摩支局 ☎042-551-0360（代表）	青梅市／福生市／羽村市／あきる野市／西多摩郡

遺言・相続等に関する法制度や相談窓口についての問合せは

日本司法支援センター（法テラス）<https://www.houterasu.or.jp/>

おなやみなし

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 受付時間
（IP電話からは 03-6745-5600）

平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く

遺言書や登記等の相続に関する手続のご相談についての問合せは

東京司法書士会 総合相談センター 03-3353-9205

平日(除祝日)9:00-12:00 13:00-17:00

三多摩 総合相談センター 042-548-3933

平日(除祝日)10:00-16:00

東京司法書士会 https://www.tokyokai.jp/consult/free_consult.html

公正証書遺言については

東京公証人会 <http://www.tokyokoshonin-kyokai.jp/>

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続や予約方法については

法務省 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



法務省 遺言書保管制度



遺言書ほかんガルー